

陳偉教授講演録 「戦国楚簡に見える司法案例」

包山楚簡第131～139号簡の分析を中心にして

訳・解題 高木智見

一、楚国と戦国楚簡

周知のように、秦の始皇帝による中国統一以前の時代は、春秋戦国時代と呼ばれています。春秋時代は、おおよそ紀元前八～五世紀、戦国時代は紀元前五世紀～三世紀です。当時の中国には、非常に多くの諸侯国が存在していました。そのうちの一つに楚という名の国があり、その領域は、現在の湖北省を中心として、長江の中・下流域に広がり、極めて重要な国家でした。中国古典の中でも、とりわけ有名な『楚辞』、『老子』といった書物が、この楚国の人の作品です。

かつての楚国の遺跡や墓には、当時の人々が残した大量の文物が保存されています。それらの中で最も貴重な価値があるのが、当時の墓から出土した竹簡です。

紙が発明され一般化する以前、中国古代において最も主要な書写スタイルは、毛筆と墨汁を用いて、竹片や木板の上に文字を書くというものでした。文字を記録するこの種の竹片のことを、古代人は「簡」あるいは「冊」と呼びましたが、今日では「竹簡」あるいは

「竹書」と呼んでいます。本日お話しする「戦国楚簡」とは、戦国時代の楚国の人が書いた竹簡のことを意味します。

歴史書の記述によれば、今から千五百年以上も前の「南斉」と呼ばれる時代に、現在の湖北省襄陽市の古い墓から楚簡が出土しています。また二十世紀五十年代以降、楚人の墓に対する発掘作業が進められ、戦国時代の竹簡の出土は三十回近くに達しています。なかでも湖北省江陵縣ならびに荆門市一帯は、かつて楚の都があった場所であり、このあたりには竹簡の出土地が集中し、出土した竹簡の数量も最大です。たとえば一九八七年には、荆門市の包山二号墓から二七八枚の竹簡が出土し、総字数は一万二千字以上で、「包山楚簡」あるいは「包山簡」と呼ばれています。同じく一九九三年には荆門市の郭店一号墓から竹簡八〇五枚が出土、総字数は一万三千字以上に達し、これは「郭店楚簡」、あるいは「郭店簡」と呼ばれています。

二十世紀初頭から今日に至るまで、中国古代の竹簡は、ますます多く発見されるようになっていきます。ただし、それらの竹簡の大半

は、漢代から晋代にかけての遺物です。戦国時代晩期、あるいは秦代の竹簡については、何度か重要な発見がなされました。しかしそれより古い戦国時代早期、中期の竹簡となると、現在のところ、わずかに楚国の故地においてだけ出土しています。というのは、そもそも長江流域は地下水の水位が高いうえ、当時の墓はしばしば青灰泥（青みがかった石灰質の土壌。粘度が高く、浸透性が低い）を用いて密封されており、二千年以上の時間を経ても、竹簡が比較的良好に保存されるからです。

二、課題が山積する整理作業

出土した竹簡に対しては、二種類の作業を行う必要があります。一つは、化学的な処理によって、竹簡上の文字を読み取ることがで

きるように鮮明化し、あわせて竹簡自体の長期保存を可能にする作業です。もう一つは、竹簡を解読して、古代人のいわば肉筆を史料として利用できるようにする作業です。このうち後者の竹簡の解読については、少なくとも以下の三段階の手順を踏まねばなりません。

まず第一は、文字の判読です。秦の始皇帝による中国統一の後、漢字には極めて重大な変化が発生しました。すなわち統一以前の文字は、その構造や与える印象において、後世の漢字とはしばしば大きな違いが見られます（図1参照）。そのような文字は、一般に「古文字」と呼ばれています。毛筆を用いて書かれた戦国楚簡の文字は、比較的自由に書写されたため、古文字のなかでも判読が困難な部類に属します。たとえば包山楚簡の137号簡に、二度出現する文字がありますが、当初竹簡を整理した研究者は、その文字を

大方亡隅大器曼成

図1 郭店楚簡『老子』の一部

凡二百人十一人即盟皆言日信竊聞知舒

慶之殺宣卯周盈與慶皆竊聞知苛冒宣卯不

殺舒刃舒盈執未 有斷達拘而逃

图2 包山楚簡第137号簡

「對」と読み、調査する、比較対照するという意味であると解釈しました。しかし、この読みと解釈では、文脈上、合理的な理解ができません。その後、数名の研究者が異なった読みと解釈を提起しましたが、それぞれ帯に短く襷たすきに長く、いずれにも問題点がありました。しかし郭店楚簡が公表されてから、中国古典の記載とつき合わせた結果、この文字は、実は「察」であるということが分かりました。また「察」は、場合によっては、発音が近い「竊」字に通じ、その意味で読まねばならないことがあります。137号簡に二度出現する文字も「竊」であり、おそらくは「ひそかに」あるいは「勝手ながら」といった謙讓の意味を込めた表現であると考えられます。

解読の第二段階は、文章の区切れを明確にすることです。戦国楚簡には、現代と同じような「標点符号（句読点など文章の読解を助ける記号）」は存在しませんが、古代人が通読の便を考えて付けた、いくらかの記号が見られます。ただし、それが具体的に何を意味するのかという点については、容易には明らかにできません。したがって、竹簡の文章を理解するうえで、さらに一つの障碍が加わっているということになります。しかし分析の結果、竹簡に見られる記号には、おおむね三種類の意味があることが分かりました。一つ目は、人名（時には地名）の傍らに付けて、それが人名（あるいは地名）であることを明確にするためのものです。二つ目は、読み間違える可能性の高い場所に付けて、そこで文章が区切れていることを明確にするためのものです。三つ目は、文章の末尾に付け

て、ここで文書が終わっていることを明確にするためのものです。

たとえば、さきほど引用しました包山楚簡137号簡には、真ん中当たり三つの記号が、さらに簡の末尾に一つの記号が見られます（図2参照。なお講演では、137号簡のうち左に標点符号を加えられた部分のみが図として示された）。このうち上から第一、第二の記号は、ただいまお話ししました、一つ目の用法、すなわち人名であることを明示しています。第三の記号は、二つ目の用法、すなわち文章の区切れを示しています。簡末の記号は、三つ目の用法であり、ここで文書が終わっています。

ここで、この137号簡の一部に、現代の標点符号を加えると、以下のようになります。

信竊聞知舒慶之殺宣卯、周、盈與慶皆、竊聞知苛冒、宣卯不殺舒刃。

この部分の内容は、裁判における証人の証言です。その意味は、「舒慶の宣卯を殺せしとき、周、盈、慶と皆ともにせしと信まことに竊かに聞知せり。苛冒、宣卯は、舒刃を殺さざりしと竊かに聞知せり」、すなわち、舒慶という人物が、宣卯なる人物を殺したときに、周、盈という二人も、舒慶とともに犯行を犯したと確かに竊かに聞いております。また苛冒、宣卯の二人は、舒刃を殺害していないとも竊かに聞いております、ということですが、ちなみに当初、解読に当たっ

た研究者は、「皆」の字の下に付けられた記号を見落としてしま
い、「周盈與慶皆（周、盈、慶と皆にせし）」という五文字を、そ
の後の文字群と連続させて読んだため、この個所の文意を正確に理
解することができませんでした。

竹簡解読の手順の第三段階は、竹簡の順序を正しく並べることで
す。楚簡に用いられている竹片は、幅が数ミリ。長さは一般に六〇
センチ余りで、一枚の簡には、わずか数十文字の文字を書くことしか
できません。（現在我々が見る楚簡の写真版は、大きさは実物大で
すが、書物の体裁に収めるため、一枚の竹簡が三個所あるいは四個
所で切られています）。当時の文書には、相当、長い内容のものも
あり、書写する場合、二枚あるいはそれ以上の竹簡を必要とするこ
ともありました。それ故、そうした竹簡の通読・保管の便宜のた
め、関連する複数の竹簡を縄紐で綴ってひとまとまりにしていまし
た。しかし長い時間の経過によって、竹簡を綴っていた縄紐はほと
んど腐っています。そのため、竹簡本来の並び順は、記された文字
の字体や内容の分析によってのみ、復元が可能となります。しか
し、並び順を復元するそうした試みは、しばしば幾通りもの可能性
が考えられ、まことに判断に苦しむところです。

たとえば、何度もお話ししています137号簡の場合、内容的に見る
と、それ以外の八枚の竹簡と関連しています。包山楚簡が公表され
た時点で、整理にあたった研究者は、これら九枚の竹簡を他の竹簡
と正確に区別していました。ただし、文書の中味に対する扱いには

明かな問題点がありました。

整理にあたった研究者は、九枚の竹簡をひとまとまりの完全な文
書であると見なし、また竹簡の表面に記された内容は、131号簡から
始まり、順を逐って、139号簡に至ると考えました。このような整理
の仕方には、以下のように二つの問題点があります。まず第一は、
外部的に観察すると、たとえば137号簡のように、何枚かの竹簡の下
端にはかなりの空白部分が認められますが、これは明らかに、そこ
で一つの文書が終わっていることを示しています。つまり、これら
九枚の竹簡は、複数の文書群なのであり、整理にあたった研究者が
考えたように、ひとまとまりの完全な文書ではないのです。

第二に、内容的に見ると、これら九枚の竹簡は、相当に長い時間
的な幅のなかで理解する必要があります。たとえば同一人物が、あ
る場合には自称、ある場合には他称で記されています。これは、文
書がかなり複雑な構成であることを意味しています。

さらに、九枚の竹簡のなかには、裏側に文字が記されている簡が
いくつもありますが、そうした裏側の文字も考慮に入れると、いま
指摘した二つの問題点が、より一層明白に浮かび上がることになり
ます。

実際のところ、これら九枚の竹簡は、同一の司法案件に関する複
数の文書なのです。そのうち、第132～135号簡の表面に記されてい
るのが、最も古い文書であり、舒慶が楚王に対して提出した訴状で
す。これと同じ形式の訴状が、現在のところ、ほかに三点見つかつ

ており、それらによって、これら九枚の竹簡が訴状であることを確認することができず（三点とは、同じ包山楚簡の第15～17号簡に記される訴状一点のほか、江陵県磚瓦廠（レンガ工場）敷地内で発見された楚墓から二点出土しています）。その他の文書は、この訴状が契機となって作成されたものであり、中央官庁と地方官との間で何回か文書がやり取りされたことを示しています。このような分析を加えることによって、これら九枚の竹簡の構成が、ようやくはつきりと見えてくるのです。

三、錯綜を極める舒刃殺人事件

戦国楚簡の内容は、極めてバラエティに富んでいます。行政文書や司法文書があり、また卜筮や禱祠（病氣治療や延命のための祝詞）の記録文書もあります。さらに墓の副葬品のリストがあり、『老子』、『周易』といった有名な古典も含まれています。本日は時間の関係で、ここまで何度も言及しております包山楚簡の第131～139号簡に記された、いわゆる「舒刃殺人事件」について紹介したいと思います。

第131～139号簡について、あらためて整理・分析した結果、これら九枚の竹簡には、三組の文書群とそれらに含まれるあわせて七種の書類が含まれていることが分かりました。以下、第一組から第三組まで、順にお話していきます。

第一組第一書類 132～135号簡の表面に記されているのが、第一書類である訴状です。この訴状は、先にも申しましたが、これまでに発見された三点の訴状の形式と全く同じです。その形式とは、まず冒頭に訴状提出者の住所と姓名が述べられ、ついで「敢えて視日に告ぐ（敢えて視日、すなわち楚国中央官庁の日勤の役人に申し上げます）」という常套句が続き、その後訴えの内容と理由が陳述され、末尾は「敢えて視日に告げずんばあらず（敢えて視日に申し上げないわけにはまいりません）」という常套句で締めくくられています。この訴状の記載内容は次のとおりです。舒慶は、苛冒と宣卯の二人が共謀して、彼の兄である舒刃を殺害したことを、地方官に対し訴え出しました。地方官が、二人の容疑者を追いかけた結果、苛冒は捕らえられましたが、宣卯は自殺してしまいました。しかし、その後、地方官が、この案件に対して裁定を下すことはなく、逆に舒慶の父親である舒周、ならびに舒慶のもう一人の兄である舒盈を拘留してしまいました。このように不当な扱いを受けたため、舒慶は中央官庁に対して訴え出たわけです（関係者一覧参照）。

第一組第二書類 135号簡の裏面の記載が第二書類です。内容は、楚王が、郡レベルの官庁の役人であると考えられる「湯公」に對して下した命令であり、それを中央最高官庁の副長官であり、また包山二号墓の被葬者その人でもある「左尹」が取り次いでいます。表面に記された訴状の要点をかいつまんで述べた後、至急、裁定を下すとともにその結果を報告することを求めています。

第一組第三書類 132号簡の裏面の記載が第三書類です。当時の通信連絡に関わる「郵駅」制度を利用して、文書が楚の都から地方官庁へ移送されることが記されています。

第二組第一書類 131、136、137号簡の表面に記されているのが第二組の第一書類です。この事件の発生地点である陰県の役人が、楚王からの命令（第一組第二書類）をどう処理したのか、その結果を、湯公（郡の役人）に対して報告しています。曰く、陰県が、この事件に関する「聴獄（審理）」を進めたところ、訴訟の当事者は、双方互いに譲らず、異なる主張を行いました。舒周、舒盈は、舒慶がその訴状（第一組第一書類）において訴えたことを繰り返しました。一方、宣□（この文字は、未解読ですが、姓氏をあらわす「宣」に続いたため、宣卯の家族と考えられます）、ならびに苛冒は、舒慶親子が宣卯を殺害したと訴えました（これこそ、地方官が舒周、舒盈の二人を拘留した、と舒慶が、その訴状において述べている事態の原因に違いありません）。その後、陰県の役人が盟証（神明に盟う形式によって行われる証言）を行わせたところ、あわせて二一名が、宣卯と苛冒に有利な証言を行いました。

第二組第二書類 137号簡の裏面が第二組の第二書類であり、湯公が陰県の役人による報告を取り次ぎ、左尹に上呈することを記しています。

第三組第一書類 138、139号簡の表面が第三組第一書類です。舒盈が、もう一度盟証を行うことを要求する内容であり、証人に立て

るべき何人かの名前が挙げられています。これは、第二組第一書類に記された、もっぱら舒氏一族にとって不利な盟証に対応するため提出されたに違いありません。

第三組第二書類 139号簡の裏面が第三組第二書類です。左尹が、郡の役人に対して取り次いだ楚王の命令であり、舒盈の要求に照らして、もう一度盟証を行うことを求めています。

第三組第三書類

139号簡の裏面

が第三組第三書類です。舒盈の「讎」、すなわち舒盈の訴訟相手である宣氏ならびに苛氏一族に提出させたものであり、証人に立てるべきであるとして舒盈が何人かの人を挙げたことに対する異議です。すなわ

関係者一覧

楚王	
視日（日勤の役人）	
左尹（中央官・包山二号墓被葬者）	
湯公（郡レベルの役人）	
陰県（地方官）	
舒周（父、拘留、被告）	苛冒（加害者、被告、原告）
舒刃（兄、被害者）	宣卯（加害者、自殺？他殺？）
舒盈（兄、拘留、被告）	宣□（宣卯の家族、原告）
舒慶（弟、原告、被告）	211名の証人（盟証）

ち当事者に怨みを抱く者、当事者と同じ役所、同じ社、同じ里の人間、さらに従兄弟などの親族、こうした人々はすべて証人に立てることはできないと訴えています。

関連する文書は、以上ですべてです。この、いわば嫌疑に満ちた案件が、どのような結末を迎えたのか、我々には知ることができません。それは確かな事実ですが、この文書群によって、やはり戦国時代の楚国に関する多くの知識を獲ることができました。たとえば、舒慶の一家は、舒刃の命を奪った下手人とおぼしき人間を追いかける中で、おそらく宣卯の殺害に直接手をくだしたと思われるはず。これは、時代が少しくだった漢代に流行した慣行、すなわち血族が殺された場合には必ず復讐するという慣行と、一脈通ずるところがあります。また、我々は二千年以上前の訴状の現物を見ることができるようになりました。それによって、楚国では、訴訟はまず地方官庁において起こされたこと、また、かりに地方官庁の扱いが不当であると見なした場合には、中央官庁へ直接上訴することが可能であったということも分かりました。さらに、これらの文書群によって、楚国の文書行政に関する制度についても、かなり多くのことが明らかになりました（挿図、関係者一覧は、訳者作成）。

解題

本稿は、二〇〇七年一月三日、山口大学人文学部第五講義室で学部学生に向けて行われた陳偉教授による講演の記録である。

陳偉教授は、一九五五年、湖北省黄梅市生まれ。一九七八年に武漢大学歴史系入学後、『古代荆楚地理新探』（武漢大学出版社、一九八八年）などの著書で知られる師、石泉氏の学問を継承し、歴史地理学を専攻された。その方面の業績として『楚東国地理研究』（武漢大学出版社、一九九二年）がある。しかし、一九九一年における包山楚簡の公表を契機として勇躍、湖北省を中心とする出土文献資料の研究に転進される。その前後から、あたかも氏の転進を待っていたかのように、郭店楚簡、上海博楚簡をはじめとする楚国関連の文字資料の出土が相継ぎ、そうした出土文献と伝来文献を融合させて、戦国秦漢時代の政治経済、法律制度、社会習俗、思想文化など、多方面の論考を続々と執筆しておられる。これまでに論文七九篇（二〇〇七年六月現在）を発表されており、主要著書に、『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六年）、『郭店竹書別釈』（湖北教育出版社、二〇〇三年）がある。また本年一〇月には、彭浩、工藤元男両氏と連名で、『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社）を刊行されることになっている。さらに、それとは別に、二〇〇八年以降、彭浩氏との共編による『戦国楚簡合集』全五

冊を出版予定である。

ちなみに今後には計画されている課題としては、雲夢秦簡、里耶秦簡などの秦簡に関する研究、および新出土の雲夢漢簡の整理作業があるとのことである。また、うかがうところによれば、現在、武漢大学においては、出土文献に関わる授業は若い研究者に譲り、御自身は出土資料を踏まえただうえで、『左伝』や『国語』などの伝来文献を「再読」とするという内容の講義を担当されている。遠い将来の執筆計画として、同様の立場から、陳直の名著『史記新証』『漢書新証』に範をとり、『左伝新証』『国語新証』といった書物を念頭においておられるとのことである。

現在、武漢大学歴史学院院長、簡帛研究センター主任の重職にあり、数々の研究プロジェクトやシンポジウムなどを主宰、組織しておられ、日本はもとより、台湾、香港、アメリカなどにおける大講、学会にたびたび招請され、精力的に学術活動を進めておられる。まさに中国簡帛資料研究の最前線に立つ第一人者である。なお、簡帛研究センターについては、極めて充実したホームページ <http://www.bsm.org.cn/> を参照されたい。

以下、陳偉氏の学問と人となりをより詳しく知るために、『郭店竹書別釈』の「後記」を少しばかり訳出しておきたい。そこには、出土資料研究へと転進された経緯が、また実際に出土資料研究に携わる苦勞と喜び、さらには自分自身の研究姿勢に対する自戒の語が御自身の言葉で述べられており、極めて示唆的であり、かつまた興

味深い。我々はそれによって、陳偉氏にとつての研究がいかなる存在であるのかを感じ取ることができ、同時に出土文字資料が有する価値の大きさや、現在の出土資料研究が抱える問題点を具体的に理解することができる。

もともと包山楚簡に関する研究も、行政区画や都市などの地理的な問題だけを探求しようと考えていたが、ひとたび着手すると收拾がつかなくなってしまった。そのなかに含まれる種々の「奥義」に魅了され、竹簡が語る多方面の問題について、あるいは深く、あるいは浅いながらも議論したいと思う気持ちを抑えられなくなっていたのである。確かに自分自身で境界を設けて、出土文献に対する興味を行政文書だけに、あるいはせいぜい狭義の歴史資料の範囲内に限定しようとした。しかし、郭店楚簡が公表されるや、その境界もたちまちひとりで消えさり、それらの思想文化関係の出土書籍に対しても、終日手に取って探り、ついには手離すことができなくなり、沈潜すること五、六年に及んだのである。

劉樂賢（中国社会科学院歴史研究所研究員、日書や術数関係の簡帛資料研究者）氏は、我々のような人間は、いわば「不良愛好者」である、と言われたことがあるが、まさに本質をついた言葉である。「時流と共に進む」ためには、極めて高い代価を払う必要がある。というのは、新たな学術領域に踏み込めば、それまでに受けた専門的な訓練や積み重ねた知識はもは

や役に立たず、あらためて書物を大量に読んで、研鑽することによって自己の能力を補充・更新しなければならない。その結果、仕事の効率は低下し、時には一つの文字や語彙を究明するために、何冊もの書物を開いて、比較、推測・検討を繰り返すことになる（この時、頭脳労働は肉体労働へと変ずる）。

またパソコン上の便利であったり、なかったりする幾種類かの検索システムも、長くなると操作自体に疲れ果てる。一日でいくつかの問題に見通しがつくといった幸運に恵まれることもあるにはあるが、何日も時間をかけてさっぱり収穫がないといった足踏みは、毎度のことである。このような状況のもと、思索してその結果を文章化する辛さ・苦しさ、ならびに考察を進展させることができたときの喜びは、おのずと尋常のものではない。

〈中略〉

我々、戦国秦漢時代の簡牘研究に従事する者は、今日に生を受けたことを幸運の至りとしなければならない。包山簡、郭店簡に続き、上海博物館が買入れたいわゆる戦国楚竹書が続々と整理・公表されている。沙市の周家台秦簡が公表されたかと思つと、湖南省里耶古城で二、三万枚の秦代簡牘が出土した。

『張家山漢簡』が出版された直後から、沅陵県の虎溪山漢簡、随州市の孔家坡漢簡の整理が積極的に進められている。資料が次から次へと出現し、まさに応接にいとまの無い状況となつて

いる。たとえ近い将来に新発見が無いと仮定しても、これまでの材料だけで、恐らくは今後一〇年から二〇年間、甚だしくは三〇年間は、研究者が忙殺させられることになるであろう。

資料が続々と出土すれば、喜ばしいことに、それらを相互補完的に検証することが可能となり、戦国秦漢時代の歴史文化に関する認識を飛躍的に向上させることができようになる。しかし、その反面、研究上の弊害を伴うことも避けられない。すなわち「見異思遷（異を見て遷を思う）」——従来とは異なった物を見て気移りがする、あるいは「浅嘗輒止（浅く嘗めて輒ち止まる）」、——少しかじるだけで、止めてしまう、といった傾向が現れ、そうした姿勢による研究の成果は、資料自体が有する価値に相応する深みや広がりを欠くことになる。今後数十年間、我々に求められるのは、物事を分析・理解する「悟性」だけではなく、心を静め落ち着かせる「定性」なのである。小著の草稿が成った今、これは、まさに自分自身が自戒すべき言葉であるのかも知れない。

講演当日には、三〇名ほどの学生が集まり、教授による約一時間の講演を熱心に聴講した。続いて会場からいくつかの質問がなされたが、その内容は、日本の出土文字資料との比較、竹簡と木簡・木牘との用途や意義の区別、文書制度の詳細、戦国時代の識字率と代筆の問題、当時楚国で復讐が認められていたか否か、当該訴訟案

件のより詳しい経過など、いずれも出土資料研究の核心に迫るものであった。教授は、これらの質問に対して、まさに懇切を極めた解答をなされ、結果的に、現時点における出土資料研究の全体状況と最新の研究動向を概括的に紹介していただくことになった。

約四〇分の質疑応答は、あたかも陳偉教授による連続講演を聴講したとの感をいだかせるほど充実していた。この点について、教授からは、山口大学の学生が深い考察力を示した結果であるとの過分のお言葉をいただいたが、その前提に、教授の極めて興味深く事柄の本質をおさえ、学問的にも高度な内容を備えた講演内容があったことは言うまでもない。わずか一時間半で、学生の真理を探索する力を啓発された教授の「学問力」にあらためて感服させられた。記者は、講演に先だつて、「理解しやすい導入部分から、一挙に高度に専門的な議論へと至り、出土文献研究の神髄を堪能できるはずである」との一文を含む簡単なポスターを作成したが、素晴らしい講演をしていただいた陳偉教授に心より感謝したい。